

# ご存知ですか？ 医療費控除！



## 医療費控除って???

医療費控除とは、1年間（1月1日から12月31日まで）に10万円以上の医療費を支払った場合に受けられる控除のことです。扶養している家族がいる場合は、扶養家族の医療費も控除の対象となります。

## どうやって申請するの???

医療費控除を申請するために必要なものは「確定申告書」と「医療費の明細書」の2つです。これらを作成して税務署に提出することで申請ができます。

※2017年分の医療費から「確定申告書」に医療費の領収書を添付する必要性がなくなりました。その代わりに「医療費の明細書」を作成する必要がありますので、領収書は失くさずに保管し、税務署に持参して下さい。

## 医療費控除の対象は???

医療費控除の対象となるのは、病院での治療代やお薬代の他に、病院までの往復の交通費（公共交通機関を利用したもの）や介護に関連したサービスなどです。

歯科医院で受ける治療で医療費控除の対象となるのは、保険適用外の費用を含む歯の治療費、子どもの歯列矯正費用があります。

※子どもの矯正治療は、噛み合わせを矯正する目的で施術を受けた場合です。  
審美目的の矯正治療やホワイトニングは医療費控除の対象にはなりません。

医療費控除の対象となる金額は以下のように計算できます

医療費控除額  
(上限 200 万円)

=

実際に支払った医療費  
(保険金で補填された額を除く)

-

※  
10万円

※ただしその年の総所得金額等が200万円未満の人には、  
10万円ではなく総所得金額等の5%の金額